

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

# IASB が、2つの論点を明確化する IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正を提案

### 目次

- ・なぜ本修正が提案されたか？
- ・本公開草案で提案された変更は何か？
- ・本修正案はいつ適用されるか？

本 IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するため 2015 年 6 月に公表された公開草案 ED/2015/5「制度改訂、縮小または清算時の再測定 / 確定給付制度からの返還の利用可能性 (IAS 第 19 号及び IFRIC 第 14 号の修正案)」(ED) に示された、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号 - 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案を要約したものである。

### 要点

- ・IASB は、最終化された場合、以下の事項が明確化される、IAS 第 19 号および IFRIC 第 14 号の修正を提案する。

確定給付制度からの返還の利用可能性を決定する際に、

企業が将来の返還に基づいて資産として認識する積立超過の金額には、制度受託者のような他の者が企業の同意なしに他の目的 (例えば、年金給付を増大する) に使用できる金額を含めるべきでない。

他の者が企業の同意なしに制度を解散できる場合には、企業は、制度の段階的な清算 (gradual settlement) に基づいて返還に対する権利を仮定すべきではない。

制度改訂、縮小又は清算のような重要な事象が生じた場合に、重要な事象後の期間における当期勤務費用および利息純額は、確定給付負債 (資産) の純額を再測定するために用いた仮定を使用して決定すべきである。

制度改訂、縮小又は清算の前の当報告期間における当期勤務費用および利息純額は、過去勤務費用又は清算損益に含めるべきではない。

- ・IASB は、本修正案の発効日を提案しなかったが、早期適用が認められることが提案されている。
- ・本提案のコメント期限は、2015 年 10 月 19 日である。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## なぜ本修正案が提案されたか？

本 ED で提案された修正は、IFRS 解釈指針委員会が受領した 2 件の別個の要望に起因する。

### 確定給付制度からの返還の利用可能性

最初の要望は、独立の受託者がいつでも、企業の同意なしに、制度加入者に支払われる給付を増大させるパワー、制度を解散するパワー、又はその両方を有する場合、返還に対する雇用主の権利に影響を及ぼし、それゆえ IFRIC 第 14 号に従って資産の認識を制限するかどうかについて明確化することである。

### 制度改訂、縮小又は清算時の再測定

2 つ目の受領した要望は、制度改訂、縮小又は清算が生じ、IAS 第 19 号の第 99 項に従って確定給付負債(資産)の純額を再測定する際の、当期勤務費用および利息純額の算定を明確化することである。2011 年の IAS 第 19 号の修正後に、123 項および BC64 項が、このような状況で、企業は報告期間の当期勤務費用および利息純額の算定における仮定を更新すべきではないことを示唆していることが着目された。

本論点の議論の後、IFRS 解釈指針委員会のメンバーは、IASB が IAS 第 19 号および IFRIC 第 14 号の狭い範囲の修正で本論点を取り扱うことを提案した。

## 本公開草案で提案された変更は何か？

### 確定給付制度からの返還の利用可能性

IAS 第 19 号は、制度資産の公正価値から確定給付制度債務の現在価値を控除して、積立超過を算定することを要求している。財務諸表に認識される確定給付資産の純額は、積立超過および資産上限額(制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済便益の現在価値)のいずれかが低い方である。IFRIC 第 14 号は、資産上限額の要求事項をどのように適用すべきかを解釈している。

IASB は、確定給付制度からの返還の利用可能性を決定する際に、以下の事項を明確化するため、IFRIC 第 14 号を修正することを提案する。

- a) 将来の返還に基づいて資産として認識する積立超過の金額には、他の者(例えば、制度受託者)が、企業の同意なしに、制度加入者への給付を変更するような他の目的(例えば、当該給付を増大させる)で使用できる金額を含めるべきではない。これは、他の者のパワーが、積立超過を企業への将来キャッシュ・インフローを生み出すために使用する能力を制限するものだからである。
- b) 他の者が企業の同意なしに制度を解散できるパワーを有している場合には、企業は、制度の段階的な清算に基づいて資産を認識するべきではない。
- c) 返還の利用可能性は、他の者が制度加入者の給付を変動することなしに、年金契約を制度資産として購入するパワーや他の投資意思決定を行うパワーに影響を受けない。これは、投資の意思決定は、積立超過の返還に対する権利というよりは、制度資産の将来の金額に関連するからである。

IASB は、返還又は将来掛金の減額の利用可能性を決定する際に、契約で合意された制度の契約条件、推定的債務および実質的に制定されている法的要求を考慮にいれなければならないことを明確化するため、IFRIC 第 14 号を修正すべきことも提案する。

## 見解

返還の利用可能性は、他の者のパワーが不確実な将来事象に依存している場合には、その影響を受けない。例えば、企業が予定どおりに給付を支払わないとき、又は破産のときにだけ、制度受託者が年金制度を解散できる場合である。

### 資産上限額と過去勤務費用又は清算損益との相互関係

IASB は、制度受託者(又は、他の者)が一方的なパワーを使用して、給付を増大させる、又は年金制度を解散することを決定する場合、制度改訂又は清算が生じるため、資産上限額と過去勤務費用又は清算損益との相互関係も分析した。

IASB は、制度改訂、縮小又は清算が生じる場合、過去勤務費用又は清算損益は、資産上限額の影響を除いて測定し、純損益に認識することを明確化することを提案する。資産上限額の影響の変動は、その他の包括利益に認識すべきである。これは更新後の積立超過に基づく資産上限額の影響の結果として行う。

## 制度改訂、縮小又は清算時の再測定

制度改訂、縮小又は清算が報告期間に生じた場合、IAS 第 19 号は、更新後の仮定を使用して確定給付負債(資産)の純額を再測定することを要求する。

IASB は、当該事象後の期間に係る当期勤務費用および利息純額を算定する際に、更新後の仮定を使用し、再測定の結果として生じる可能性のある確定給付負債(資産)の純額の変動を考慮することを要求するよう IAS 第 19 号の要求事項を修正することを提案する。IASB は、当期勤務費用および利息純額を計算する際に、報告期間の重要な事象の影響を無視すると、有用な情報をもたらさなくなるとする懸念のために、この明確化を提案している。

IASB は、制度改訂、縮小又は清算前の当報告期間における当期勤務費用および利息純額は、過去勤務費用又は清算損益に含めるべきではないことを明確化することも提案している。

### 見解

本修正案は、確定給付負債(資産)の純額を再測定すべきか、およびいつ再測定すべきかに関する IAS 第 19 号の要求事項を変更していない。しかし、確定給付負債(資産)の再測定で使用された更新後の仮定を使用して、重要な事象(すなわち、制度改訂、縮小又は清算)後の期間の当期勤務費用および利息純額を決定すべきであることを確認するものである。

### 本修正案はいつ適用されるか？

本 ED には、修正案の発効日を含まれていないが、最終化されれば、早期適用が認められることが提案されている。

修正案は、遡及適用される。本修正の適用開始日より前の資産の帳簿価額に含まれる従業員給付費用の変動について、IAS 第 19 号の範囲に含まれない資産(例えば、棚卸資産に含まれる従業員給付費用)の帳簿価額の修正の免除が提案されている。

本 ED のコメント期限は、2015 年 10 月 19 日である。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。